

昭和三十四年法律第二百四十七号

国税徴収法

国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第七条)	第二章 国税と他の債権との調整
第二節 国税及び地方税の調整(第十二条—第十四条)	第三節 国税と被担保債権との調整
第五章 滞納処分	第四節 税額の競合(第二十二条)
第六章 滞納処分に関する猶予及び停止等	第五節 滞納処分費(第一百三十六条—第一百三十八条)
第七章 削除(第一百四十七条)	第六節 雜則(第一百四十八条—第一百五十二条)
第八章 財産の調査(第一百四十九条—第一百五十一条)	第七章 削除(第一百五十三条—第一百五十七条)
第九章 滞納処分の効力(第一百五十九条—第一百六十三条)	第八章 不服審査及び訴訟の特例(第一百六十六条—第一百七十三条)
第十章 罰則(第一百五十九条—第一百六十二条)	第九章 雜則(第一百七十四条—第一百八十六条)
第十一章 附則(第一百六十三条—第一百六十五条)	第十章 罰則(第一百八十七条—第一百九十条)
第十二章 第一章 総則(目的)(第一百六十六条—第一百六十九条)	第十一章 附則(第一百六十九条—第一百七十二条)
第十三章 第二章 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号(用語)	第十二章 強制執行(第一百七十三条—第一百七十九条)
第十四章 第三章 特別法人事業税(平成三十一年法律第三号)第二条第五号(定義)に規定する森	第十三章 動産の差押(第六十一条—第六十五条)
第十五章 第四章 不動産等の差押(第六十八条—第六十九条)	第十四章 債権の差押(第六十二条—第六十五条)
第十六章 第五章 無体財産等の差押(第七十二条—第七十四条)	第十五章 財産の差押(第五十一条—第五十五条)
第十七章 第六章 差押禁止財産(第七十五条—第七十七条)	第十六章 借入金の差押(第五十六条—第五十九条)
第十八章 第七章 差押の解除(第七十九条—第八十条)	第十七章 交付要求(第八十二条—第八十八条)
第十九章 第八章 第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)	第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第二十条 第九章 第一款 公売(第九十四条—第八十八条)	第二节 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第二十一条 第十章 第一款 隨意契約による売却(第一百九条—第一百十一条)	第二节 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第二十二条 第十一章 第一款 売却決定(第一百十一条—第一百十四条)	第二节 財産の換価(第八十九条—第九十三条)

第五款 代金納付及び権利移転(第一百五十五条—第一百五十九条)

油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告算税、無申告算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

申告算税、無申告算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

第一節 税額の競合(第二十二条)	第二節 滞納処分の停止(第一百五十三条—第一百五十七条)
第三節 保全担保及び保全差押(第一百五十九条—第一百六十三条)	第三節 不服審査及び訴訟の特例(第一百六十六条—第一百七十三条)
第四節 罰則(第一百五十九条—第一百六十二条)	第四節 強制執行(第一百七十三条—第一百七十九条)
第五節 動産の差押(第五十一条—第五十五条)	第五節 債権の差押(第五十六条—第五十九条)
第六節 雜則(第一百六十九条—第一百七十二条)	第六節 動産の差押(第六十一条—第六十五条)
第七節 債権との調整(第二十三条—第二十五条)	第七節 債権との調整(第二十三条—第二十五条)
第八節 国税及び地方税等と私債権との競合(第一条—第七条)	第八節 国税及び地方税等と私債権との競合(第一条—第七条)
第九節 滞納処分	第九節 滞納処分
第十節 第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)	第十節 第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第十一節 第三節 交付要求(第八十二条—第八十八条)	第十一節 第三節 交付要求(第八十二条—第八十八条)
第十二節 第四節 第一款 公売(第九十四条—第八十八条)	第十二節 第四節 第一款 公売(第九十四条—第八十八条)
第十三節 第五節 第一款 隨意契約による売却(第一百九条—第一百十一条)	第十三節 第五節 第一款 隨意契約による売却(第一百九条—第一百十一条)
第十四節 第六節 第一款 売却決定(第一百十一条—第一百十四条)	第十四節 第六節 第一款 売却決定(第一百十一条—第一百十四条)

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

申告算税、無申告算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

申告算税、無申告算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

第一節 税額の競合(第二十二条)	第二節 滞納処分の停止(第一百五十三条—第一百五十七条)
第三節 保全担保及び保全差押(第一百五十九条—第一百六十三条)	第三節 不服審査及び訴訟の特例(第一百六十六条—第一百七十三条)
第四節 罰則(第一百五十九条—第一百六十二条)	第四節 強制執行(第一百七十三条—第一百七十九条)
第五節 動産の差押(第五十一条—第五十五条)	第五節 債権の差押(第五十六条—第五十九条)
第六節 雜則(第一百六十九条—第一百七十二条)	第六節 動産の差押(第六十一条—第六十五条)
第七節 債権との調整(第二十三条—第二十五条)	第七節 債権との調整(第二十三条—第二十五条)
第八節 国税及び地方税等と私債権との競合(第一条—第七条)	第八節 国税及び地方税等と私債権との競合(第一条—第七条)
第九節 滞納処分	第九節 滞納処分
第十節 第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)	第十節 第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第十一節 第三節 交付要求(第八十二条—第八十八条)	第十一節 第三節 交付要求(第八十二条—第八十八条)
第十二節 第四節 第一款 公売(第九十四条—第八十八条)	第十二節 第四節 第一款 公売(第九十四条—第八十八条)
第十三節 第五節 第一款 隨意契約による売却(第一百九条—第一百十一条)	第十三節 第五節 第一款 隨意契約による売却(第一百九条—第一百十一条)
第十四節 第六節 第一款 売却決定(第一百十一条—第一百十四条)	第十四節 第六節 第一款 売却決定(第一百十一条—第一百十四条)

規定期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

申告算税、無申告算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

申告算税、無申告算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

第一節 税額の競合(第二十二条)	第二節 滞納処分の停止(第一百五十三条—第一百五十七条)
第三節 保全担保及び保全差押(第一百五十九条—第一百六十三条)	第三節 不服審査及び訴訟の特例(第一百六十六条—第一百七十三条)
第四節 罰則(第一百五十九条—第一百六十二条)	第四節 強制執行(第一百七十三条—第一百七十九条)
第五節 動産の差押(第五十一条—第五十五条)	第五節 債権の差押(第五十六条—第五十九条)
第六節 雜則(第一百六十九条—第一百七十二条)	第六節 動産の差押(第六十一条—第六十五条)
第七節 債権との調整(第二十三条—第二十五条)	第七節 債権との調整(第二十三条—第二十五条)
第八節 国税及び地方税等と私債権との競合(第一条—第七条)	第八節 国税及び地方税等と私債権との競合(第一条—第七条)
第九節 滞納処分	第九節 滞納処分
第十節 第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)	第十節 第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第十一節 第三節 交付要求(第八十二条—第八十八条)	第十一節 第三節 交付要求(第八十二条—第八十八条)
第十二節 第四節 第一款 公売(第九十四条—第八十八条)	第十二節 第四節 第一款 公売(第九十四条—第八十八条)
第十三節 第五節 第一款 隨意契約による売却(第一百九条—第一百十一条)	第十三節 第五節 第一款 隨意契約による売却(第一百九条—第一百十一条)
第十四節 第六節 第一款 売却決定(第一百十一条—第一百十四条)	第十四節 第六節 第一款 売却決定(第一百十一条—第一百十四条)

昭和三十四年法律第二百四十七号

国税徴収法

国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第七条)	第二章 国税と他の債権との調整
第二節 国税及び地方税の調整(第十二条—第十四条)	第三節 国税と被担保債権との調整
第五章 滞納処分	第四節 税額の競合(第二十二条)
第六章 滞納処分に関する猶予及び停止等	第五節 滞納処分費(第一百三十六条—第一百三十八条)
第七章 削除(第一百四十七条)	第六節 雜則(第一百四十八条—第一百五十二条)
第八章 財産の調査(第一百四十九条—第一百五十一条)	第七章 削除(第一百五十三条—第一百五十七条)
第九章 滞納処分の効力(第一百五十九条—第一百六十三条)	第八章 不服審査及び訴訟の特例(第一百六十六条—第一百七十三条)
第十章 罰則(第一百五十九条—第一百六十二条)	第九章 雜則(第一百七十四条—第一百八十六条)
第十一章 附則(第一百六十三条—第一百六十五条)	第十章 罰則(第一百八十七条—第一百九十条)
第十二章 第一章 総則(目的)(第一百六十六条—第一百六十九条)	第十一章 附則(第一百六十九条—第一百七十二条)
第十三章 第二章 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号(用語)	第十二章 強制執行(第一百七十三条—第一百七十九条)
第十四章 第三章 特別法人事業税(平成三十一年法律第三号)第二条第五号(定義)に規定する森	第十三章 動産の差押(第六十一条—第六十五条)
第十五章 第四章 不動産等の差押(第六十八条—第六十九条)	第十四章 債権の差押(第五十六条—第五十九条)
第十六章 第五章 無体財産等の差押(第七十二条—第七十四条)	第十五章 財産の差押(第五十一条—第五十五条)
第十七章 第六章 差押禁止財産(第七十五条—第七十七条)	第十六章 借入金の差押(第五十六条—第五十九条)
第十八章 第七章 差押の解除(第七十九条—第八十条)	第十七章 交付要求(第八十二条—第八十八条)
第十九章 第八章 第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)	第二節 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第二十条 第九章 第一款 公売(第九十四条—第八十八条)	第二节 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第二十一条 第十章 第一款 隨意契約による売却(第一百九条—第一百十一条)	第二节 財産の換価(第八十九条—第九十三条)
第二十二条 第十一章 第一款 売却決定(第一百十一条—第一百十四条)	第二节 財産の換価(第八十九条—第九十三条)

付による情報の提供)の規定により交付を受けた書面

前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については民法施行法第五条(確定日付がある証書)の規定により確定日付があるものとされた日に設定されたものとなりなす。

4 第一項の質権を有する者は第二項の証明をしなかつたため国税における金額の範囲内においては、第一項の規定により国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。(法定納期限等以前に設定された抵当権の優先)

第十六条 納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。(譲受前に設定された債権又は抵当権の優先)

第十七条 納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

2 前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権についても、その質権者が、強制換手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事實を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項(優先質権の証明)の規定を準用する。(質権及び抵当権の優先額の限度等)

第十八条 前三条の規定に基づき国税に先づ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその国税に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その增加した債権額又は極度額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。(不動産保存の先取特権等の優先)

第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保された債権に次いで徴収する。

(不動産保存の先取特権等の優先)

第二十二条 留置権が納税者の財産上において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保された債権に次いで徴収する。この場合において、その債権は、質

一 不動産保存の先取特権
二 不動産工事の先取特権
三 立木の先取特権に関する法律(明治四十三年法律第五十六号)第一項(立木の先取特権)の先取特権

四 商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百二条(積荷等についての先取特権)若しくは第八百四十二条(船舶先取特権)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十一年法律第九十四号)第九十五条第一項(船舶先取特権)又は船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十一年法律第九十五号)第五十五条第一項(船舶先取特権)の先取特権

五 国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保管した者の先取特権

2 前項第三号から第五号まで(同項第三号に掲げる先取特権を登記をしたものを除く。)の規定は、その先取特権者が、強制換手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事實を証明した場合に限り適用する。

(法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先)

第二十三条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上に国税の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

2 前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

2 前号の財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の国税の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

2 前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

2 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

一 担保のための仮登記がされている納税者の財産が譲渡された場合の国税の徴収¹
二 前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事實を証明した場合に限り適用するものとする。

2 前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事實を証明した場合に限り適用する。

2 前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

2 前号の財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の国税の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額のうちから徴収する。

つき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。
 2 税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しその旨を通知しなければならない。
 3 前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。この場合においては、第三十二条第三項から第五条まで（第二次納税義務の通則）及び第九十条第三項（換価の制限）の規定を準用する。
 4 譲渡担保財産を第一項の納税者の財産としていた差押えは、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押えとして滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、前項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次の各号に掲げる財産であるときは、当該各号に定める者に対し、納税者の財産としたし差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。
 5 第六十二条（差押えの手続及び効力発生時期）又は第七十三条（電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）の規定の適用を受ける財産（これらの財産の権利の移転につき登記をするものを除く。以下同じ。）又は有価証券 動産又は有価証券を占有する第

二 第六十二条（差押えの手続及び効力発生時期）又は第七十三条（電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）の規定により滞納処分を続行する場合は、譲渡担保財産の権利者（以下「第三債務者等」といふ。）に對し、徴収しようとする金額を完納する旨を通知する。
 6 税務署長は、第四項の規定により滞納処分を続行する場合において、第五十五条第一号又は

第三号（質権者等に対する差押えの通知）に掲げる者のうち知っている者があるときは、これらの者に対し、納税者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。
 7 第二項の規定による告知又は第四項の規定の適用を受ける差押えをした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻し、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その他の契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失ったときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。
 8 第一項の規定は、国税の法定納定期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が国税の法定納定期限等以前に譲渡担保財産となつている事實を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合には、適用しない。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

（譲渡担保財産の換価の特例等）
 第二十五条 買戻しの特約のある売買の登記、再販買の予約の請求権の保全のための仮登記（仮登記を含む。以下同じ。）その他これに類する登記（以下この条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産でその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差押さえられた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押さえたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。
 2 前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者の国税の徴収に關する事項は、政令で定める。
 第五節 競合の調整
 第二十六条 強制換価手続において国税が他の国税、地方税又は公課（以下この条において「地方税等」という。）及びその他の債権（以下この条において「私債権」という。）と競合する

場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先立ち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先立つき、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先立ち、かつ、当該国税におくれるときは、換価代金の配當については、次に定めるところによる。
 1 第九条（強制換価手続の費用の優先）若しくは第十条（直接の滞納処分費用の優先）に規定する費用若しくは滞納処分費、第十一条（強制換価の場合の消費税等の優先）に規定する国税（地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税を含む。）、第二十条（留置権の優先）の規定の適用を受ける債権、第五十九条第三項若しくは第四項（前払賃料の優先）（第七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十九条（不動産保存の先取特権等の優先）の規定の適用を受ける債権があるときは、これららの順序に従い、それぞれこれらに充てる。二 国税及び地方税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納定期限等（地方税又は公課のこれに相当する納定期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次にこの章又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。三 前号の規定により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を第八条（国税優先の原則）若しくは第十二条から第十四条まで（差押先着手による国税の優先等）の規定又は地方税法その他の法律のこれに相當する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。
 4 第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律の規定により順次私債権に充てる。
 第三章 第二次納税義務
 第二十七条から第三十一条まで 削除
 第二十七条（第二次納税義務の通則）
 第三章 第二次納税義務
 第二十八条（第二次納税義務の通則）
 第三十二条 税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収し

場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先立ち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先立つき、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先立ち、かつ、当該国税におくれるときは、換価代金の配當については、次に定めるところによる。
 1 第九条（強制換価手続の費用の優先）若しくは第十条（直接の滞納処分費用の優先）に規定する費用若しくは滞納処分費、第十一条（強制換価の場合の消費税等の優先）に規定する国税（地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税を含む。）、第二十条（留置権の優先）の規定の適用を受ける債権、第五十九条第三項若しくは第四項（前払賃料の優先）（第七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十九条（不動産保存の先取特権等の優先）の規定の適用を受ける債権があるときは、これららの順序に従い、それぞれこれらに充てる。二 国税及び地方税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納定期限等（地方税又は公課のこれに相当する納定期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次にこの章又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。三 前号の規定により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を第八条（国税優先の原則）若しくは第十二条から第十四条まで（差押先着手による国税の優先等）の規定又は地方税法その他の法律のこれに相当する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。
 4 第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律の規定により順次私債権に充てる。
 第三章 第二次納税義務
 第二十七条（第二次納税義務の通則）
 第三十二条 税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収し

場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先立ち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先立つき、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先立ち、かつ、当該国税におくれるときは、換価代金の配當については、次に定めるところによる。
 1 第九条（強制換価手続の費用の優先）若しくは第十条（直接の滞納処分費用の優先）に規定する費用若しくは滞納処分費、第十一条（強制換価の場合の消費税等の優先）に規定する国税（地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税を含む。）、第二十条（留置権の優先）の規定の適用を受ける債権、第五十九条第三項若しくは第四項（前払賃料の優先）（第七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十九条（不動産保存の先取特権等の優先）の規定の適用を受ける債権があるときは、これららの順序に従い、それぞれこれらに充てる。二 国税及び地方税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納定期限等（地方税又は公課のこれに相当する納定期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次にこの章又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。三 前号の規定により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を第八条（国税優先の原則）若しくは第十二条から第十四条まで（差押先着手による国税の優先等）の規定又は地方税法その他の法律のこれに相当する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。
 4 第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律の規定により順次私債権に充てる。
 第三章 第二次納税義務
 第二十七条（第二次納税義務の通則）
 第三十二条 税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収し

は、その滞納に係る国税につき第一次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡しをした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任ずる。

信託法（平成十八年法律第百八号）第一百七十五条（清算の開始原因）に規定する信託が終了した場合において、その信託に係る清算受託者（同法第百七十七条（清算受託者の職務））に規定する清算受託者をいう。以下この項において同じ。）に課されるべき、又はその清算受託者が納付すべき国税（その納める義務が信託財産責任負担債務（同法第二条第九項（定義））に規定する信託財産責任負担債務をいう。）を納付しないで信託財産に属する財産を残余財産受益者等（同法第八十二条第二項（残余財産の帰属）に規定する残余財産受益者等をいう。以下この項において同じ。）に給付をしたときは、その清算受託者に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算受託者（信託財産に属する財産のみをもつて当該国税を納める義務を履行する責任を負う清算受託者に限る。以下この項における者）に特定清算受託者（という。）及び残余財産受益者等は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、特定清算受託者は給付をした財産の価額の限度において、残余財産受益者等は給付を受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任ずる。

第三十五条 滞納者がその者を判定の基礎となる

株主又は社員として選定した場合に法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号（同族会社の定義）に規定する会社に該当する会社（以下「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、その株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産（当該株式又は出資を除く。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その有する当該株式又は出資（当該滞納に係る国税の法定納期限（国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税並びに当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その還付の基因となつた申告、更正又は決定があつた日と

し、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。以下この章において同じ。）の一年以上前に取得したもの（除く。）の価額の限度において、当該会社は、その滞納に係る国税の限度において、それぞれその責めに任ずる。

信託法（平成十八年法律第百八号）第一百七十五条（清算の開始原因）に規定する信託が終了した場合において、その信託に係る清算受託者（同法第百七十七条（清算受託者の職務））に規定する清算受託者をいう。以下この項において同じ。）に課されるべき、又はその清算受託者が納付すべき国税（その納める義務が信託財産責任負担債務（同法第二条第九項（定義））に規定する信託財産責任負担債務をいう。）を納付しないで信託財産に属する財産を残余財産受益者等（同法第八十二条第二項（残余財産の帰属）に規定する残余財産受益者等をいう。以下この項において同じ。）に給付をしたときは、その清算受託者に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算受託者（信託財産に属する財産のみをもつて当該国税を納める義務を履行する責任を負う清算受託者に限る。以下この項における者）に特定清算受託者（という。）及び残余財産受益者等は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、特定清算受託者は給付をした財産の価額の限度において、残余財

第三十六条 滞納者の次の各号に掲げる国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に定められたる者にあつては同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基づいて取得した財産（以下この号に定める者にあつては同号に規定する収益が生じた財産を含む。）、第二号に定める者にあつては同号に規定する貸付けに係る財産（取得財産を含む。）、第三号に定める者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 所得税法第十二条（実質所得者課税の原則）若しくは第百五十八条（事業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第十二条（実質所得者課税の原則）の規定により課された国税その国税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者

二 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十三条（資産の譲渡等又は特定仕入れを行つた者の実質判定）の規定により課された国税（同法第二条第一項第八号（定義）に規定する貸付けに係る部分に限る。）その国税の賦課の基因となつた当該貸付けを法律上行つたとみられる者

三 所得税法第百五十七条（同族会社等の行為又は計算の否認等）若しくは第百六十八条（

二（非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）、法人税法第百三十二条（同族会社等の行為又は計算の否認）、第百三十二条（二（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認、相続税法第六十四条（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定により課された国税（これらの規定により否認された納税者の行為（否認されないため、これらを譲渡することにつき支障があること。）による）に課されたものとされる者）

三十二条规定（第二次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

二 その株式若しくは出資の価額は、第三十二条第一項（第二次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時の現況による。

三 第一项の同族会社であるかどうかの判定は、第三十二条第一項の納付通知書を発する時の現況による。

（実質課税額等の第二次納税義務）

三十六条规定（滞納者の次の各号に掲げる国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に定められたる者にあつては同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基づいて取得した財産（以下この号に定める者にあつては同号に規定する収益が生じた財産を含む。）、第二号に定める者にあつては同号に規定する貸付けに係る財産（取得財産を含む。）、第三号に定める者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 所得税法第十二条（実質所得者課税の原則）若しくは第百五十八条（事業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第十二条（実質所得者課税の原則）の規定により課された国税その国税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者

二 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十三条（資産の譲渡等又は特定仕入れを行つた者の実質判定）の規定により課された国税（同法第二条第一項第八号（定義）に規定する貸付けに係る部分に限る。）その国税の賦課の基因となつた当該貸付けを法律上行つたとみられる者

三 所得税法第百五十七条（同族会社等の行為又は計算の否認等）若しくは第百六十八条（

次納税義務を負う。ただし、その譲渡が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）

第三十九条 滞納者の国税につき滞納処分の執行（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四四年法律第四十六号）第二条第二号（定義））に規定する租税条約等をいう。）の納付通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

二 その株式若しくは出資の価額は、第三十二条第一項（第二次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時の現況による。

三 第一项の同族会社であるかどうかの判定は、第三十二条第一項の納付通知書を発する時の現況による。

（共同的な事業者の第二次納税義務）

三十七条规定（次の各号に掲げる者が納税者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に關して生ずる所得が納税者の所得となつている場合において、その納税者がその供されていいる事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 紳税者が個人である場合 その者と生計を一にする配偶者その他の親族でその納税者の経営する事業から所得を受けているもの

二 紳税者がその事業のあつた時の現況において同族会社である場合 その判定の基礎となつた株主又は社員（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）

三十八条规定（納税者が生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社をいい、これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第一百四十二条第二項第二号（捜索の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）であるときは、これらの处分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

（偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）

四十条 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社又は合同会社がその国税（その附帯税を含む。以下この条において同じ。）を納付していない場合において、その株式会社、合資会社又は合同会社に対し滞納処分を執行してもなおその國税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産の価額の限度において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

の徴収すべき額に不足すると認められるときは、(合資会社にあつては、第三十三条(合名会社等の社員の第二次納税義務)の無限責任社員に對し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。)は、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員(その役員又は有限责任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が法人税法第六十七条第二項(特定同族会社の特別税率)に規定する会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この条において「特定役員等」といいう。)は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの(その株式会社、合資会社又は合同会社の取引の内容その他的事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従つて行われたと認められるその株式会社、合資会社又は合同会社の各事業年度の収益に係る売上原価、販売費又は一般管理費の額の基因となる取引その他の政令で定める取引として移転をしたものを除く。)の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

(人格のない社団等に係る第二次納税義務)
第四十一条 人格のない社団等が国税を滞納した場合において、これに属する財産(第三者が名義人となつてゐるため、その者に法律上帰属するところられる財産を除く。)につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その第三者は、その法律上帰属するところられる財産を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配をした場合(第三十四条(清算人等の第二次納税義務)の規定の適用がある場合を除く。)において、当該社団等(前項に規定する第三者を含む。)につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻

(合資会社にあつては、第三十三条(合名会社等の社員の第二次納税義務)の無限責任社員に對し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合は、この限りでない。)

第四十二条から第四十六条まで 削除

第五章 滞納処分 第四章 削除

第一節 財産の差押

第一款 通則

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徵収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 紳税者が国税通則法第三十七条第一項各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。

三 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号(繰上請求の一に該当する事実が生じたときは、徵収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

第四十八条 国税を徴収するため必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

二 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先づ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

(超過差押及び無益な差押の禁止)

第四十九条 徵収職員は、滞納者(譲渡担保権者を含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条(差押禁止財産)を除き、以下同じ。)の財産を差し押えるに當つては、滞納処分の執行に

重)(換)

第五十条 質権、抵当権、先取特権(第十九条第一項各号(不動産保存の先取特権等)又は第二

又は分配が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。)

十条第一項各号(不動産賃貸の先取特権等)に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。)、留置権、賃借権その他第三者の権利(これららの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ。)の目的となつている財産が差し押さえられた場合には、その第三者は、税務署長に対し、その財産により当該国税の全額を徴収する目的となつていて、その旨を当該相続人に通知しなければならない。

十二条第一項各号(不動産賃貸の先取特権等)に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。)の目的となつていて、その旨を当該相続人に通知しなければならない。この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

(果実に対する差押の効力)

第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産(以下「差押財産」という。)から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実(その財産の換算して七日を経過した日までに、第一項の規定を受けた第三者が、その通知を受けた日から起算して七日を経過した日までに、第一項の規定により差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てたときは、その財産が換価の著しく困難なものであり、又は他の第三者の権利の目的となつているものであるときを除き、これを差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができる。

(担保のための仮登記がある財産に対する差押の効力)

第五十三条 差押登記担保契約に関する法律第十五条(強制競売等の場合の担保仮登記)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用))において準用する場合を含む。)の規定は、担保のための仮登記がある場合において、同法第十五条中「その財産が差し押さえられた場合について準用する。この場合において、同法第十五条中「その決定」とあるのは「その差押え」と、「申立てに基づく」とあるのは「ものである」と読み替えるものとする。

(保険に付されている財産に対する差押えの効力)

第五十四条 差押財産が損害保険に付され、又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の二第一項(火災共済事業)の規定による共済その他法律の規定による共済でこれに類するものの目的となつているときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押された旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもつてこれらの者に抗することができない。

五 第二項又は前項の差押は、国税に関する法律の規定で新たに滞納処分の執行をすることができることとするものにかかわらず、することができる。

(相続があつた場合の差押)

第五十五条 徵収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるよう努めなければならない。

二 被相続人の国税につき相続人の固有の財産が差し押えられた場合には、その相続人は、税務署

2 徴收職員が差押に係る前項の保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産がその保険又は共済に係る事故が生じた時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていていたときは、その先取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四条第一項ただし書（先取特権の物上代位）その他これらの権利の行使のためその保険金又は共済金の支払を受ける権利をその支払前に差し押えることを必要とする規定の適用については、その支払前にその差押をしたものとみなす。（差押調書）

第五十四条 徵收職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その賸本を滞納者に交付しなければならない。

一 動産又は有価証券

二 債権（電話加入権、賃借権、第七十三条の二（振替社債等の差押）の規定の適用を受ける財産その他の取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

三 第七十三条（電話加入権等の差押）の規定の適用を受ける財産（質権者等に対する差押えの通知）

第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押さえたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者うち知れている者に対し、その旨その他の必要な事項を通知しなければならない。

一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利（担保のための仮登記に係る権利を除く。）の目的となつている財産

二 仮登記がある財産（仮登記の権利者）

三 仮押さえ又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

（差押の手続及び効力発生時期等）

第五十六条 動産又は有価証券の差押は、徵收職員がその財産を占有した時に生ずる。

（有価証券に係る債権の取立）

第五十七条 有価証券を差し押えたときは、徵收職員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をすることができる。

2 徵收職員が前項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徵收したものとみなす。（第三者が占有する動産等の差押手続）

2 前項の動産又は有価証券がある場合において、同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国税の全額を徵收することができる財産を有しないと認められるとき限り、税務署長は、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 前項の命令に係る動産若しくは有価証券が徵收職員に引き渡されたとき、又は同項の命令を受けた第三者が指定された期限までに徵收職員にその引渡をしないときは、徵收職員は、第一項の規定にかかるらず、その動産又は有価証券を差し押えることができる。

（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）

第五十九条 前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が滞納者との契約による賃借権、使用貸借権その他動産の使用又は収益をする権利に基きその命令に係る動産を占有している場合において、その引渡をすることにより占有的目的を達することができなくなるときは、その第三者は、その占有の基礎となつている契約を解除することができる。この場合において、その第三者は、当該契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権については、その動産の売却代金の残余のうちから配当を受けることができる。

2 徵收職員は、前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が前項の規定により契約を解除したときを除き、その動産の占有の基礎となつている契約の期間内（その期限がその動産を差し押えた日から三月を経過した日より遅いときは、その日まで）は、その第三者にその使用又は収益をする権利を有する第三者にその動産を保管する場合について準用する。

（第三款 債権の差押）

2 前項の規定は、差し押えた動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者にその動産を保管する場合について準用する。

（差押えの手続及び効力発生時期）

第六十二条 債権（電子記録債権法第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者の登記を関係機関に嘱託することができる。

3 第六十三条 徵收職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押さえなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるとときは、その一部を差し押えることができる。

（抵当権等により担保される債権の差押）

第六十四条 抵当権又は登記することができる債権若しくは先取特権によつて担保される債権を差し押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に嘱託することができる。

この場合において、その嘱託をした税務署長は、その抵当権若しくは質権が設定されている財産又は先取特権がある財産の権利者（第三債務者を除く。）に差し押えた旨を通知しなければならない。

（債権証書の取上げ）

第六十五条 徵收職員は、債権の差押のため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる。この場合においては、第五十六条第一項（動産等の差押手続）及び第五十八条（滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない。）の規定を準用する。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第

三 債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に嘱託しなければならない。

（電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期）

第六十六条 徵收職員は、債権を差し押えるときは、その債権が設定されている財産の権利者（第三債務者を除く。）に差し押えた旨を通知しなければならない。

この場合において、その嘱託をした税務署長は、その抵当権若しくは質権が設定されている財

財産又は先取特権がある財産の権利者（第三債務者を除く。）に差し押えた旨を通知しなければならない。

この場合においては、第五十六条第一項（動産等の差押手続）及び第五十八条（滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない。）の規定を準用する。

(継続的な収入に対する差押の効力) 第六十六条 紿料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権の差押の効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ。

(差し押えた債権の取立) 第六十七条 徵収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押さなければならぬ。

2 徵収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

3 国税通則法第五十五条第一項から第三項まで(納付委託)の規定は、第二項の取立てをする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならぬ。

第四款 不動産等の差押

(不動産の差押の手続及び効力発生時期) 第六十八条 不動産(地上権その他不動産を目的とする物権(所有権を除く)、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財團を含む。以下同じ。)の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかるわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

5 鉱業権の差押の効力は、第二項及び前項の規定にかかるわらず、差押の登記がされた時に生ずる。

(差押不動産の使用収益) 第六十九条 滞納者は、差し押えられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益をすることができる。ただし、税務署長は、不動産の価値が著しく減耗する行為がされると認められるとときに限り、その使用又は収益を制限することができる。

2 使用又は収益をする権利を有する第三者について準用する。

(船舶又は航空機の差押) 第七十一条 登記される船舶(以下「船舶」という。)又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(以下「航空機」という。)の差押については、第六十八条第一項から第十四項まで(不動産の差押の手続及び効力発生時期)の規定を準用する。

2 税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機を一時停泊させることができ、ただし、航行中の船舶又は航空機については、この限りでない。

3 徵収職員は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分をすることができる。

4 前項の処分が差押書の送達前にされた場合は、第一項において準用する第六十八条第二項の規定にかかるわらず、その処分をした時に差押の効力が生ずる。

5 徵収職員は、船舶又は航空機を差し押えた場合は、航空機を停泊させた場合において、営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立てにより、航行を許可することができる。

(自動車、建設機械又は小型船舶の差押) 第七十二条 第百八十五条の規定により登録を受けた自動車(以下「自動車」という。)、建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の規定により登録を受けた建設機械(以下「建設機械」という。)又は小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)の規定により登録を受けた小型船舶(以下「小型船舶」という。)の差押については、第六十八条第一項から第四項まで(不動産の差押の手続及び効力発生時期)の規定を準用する。

2 前項の規定は、自動車、建設機械又は小型船舶を差し押さえた場合には、滞納者に対する差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

3 税務署長は、自動車、建設機械又は小型船舶の登記を受ける場合において、當該登記を受けた建設機械(以下「無体財産権等」という。)のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかるわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

5 特許権、実用新案権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押の効力は、第二項及び前項の規定にかかるわらず、差押の登記がされた時に生ずる。

2 前項第三項及び第四項の規定は、自動車、建設機械又は小型船舶の差押について準用する。

(振替社債等の差押) 第七十三条 第二項の二 振替社債等の差押は、振替社債等の発行者(以下この項及び次項において「発行者」という。)及び滞納者がその口座の開設を受けている社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項(定義)に規定する振替機関等(滞納者が次の各号に掲げる請求をし、当該各号に定める買取口座に当該請求に係る振替社債等の発行者(以下この項及び次項において「発行者」という。)及び滞納者がその口座の開設を受けている当該振替機関等。以下この条において「振替機関等」という。)に対する差押通知書の送達により行う。

1 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十五条第一項(株式買取請求に関する会社法の特例)(社債、株式等の振替に関する法律第二百二十九条第一項(投資口に関する株式に係る規定の準用)及び第二百三十九条第一項(優先出資に関する株式に係る規定の準用)において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する株式買取請求、投資口買取請求又は優先出資買取請求 同法第二百五十五条第一項に規定する買取

二 社債、株式等の振替に関する法律第百八十九条第一項（新株予約権買取請求に関する会社法の特例）（社債、株式等の振替に関する法律第二百四十七条の三第一項（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の適用）において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求に関する会社法の特例）に規定する新株予約権付社債買取請求に関する会社法の特例）に規定する新株予約権付社債買取請求 同項に規定する買取口座

三 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十五条第一項（新株予約権付社債買取請求に関する会社法の特例）に規定する新株予約権付社債買取請求 同項に規定する買取口座

四 社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条第一項（金融機関の合併における新株予約権買取請求に関する合併転換法の特例等）に規定する株式買取請求 同項に規定する買取口座

五 社債、株式等の振替に関する法律第二百六十一条第一項（金融機関の合併における新株予約権買取請求に関する合併転換法の特例等）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

六 社債、株式等の振替に関する法律第二百六十六条第一項（保険会社の合併における株式買取請求に関する保険業法の特例等）に規定する株式買取請求 同項に規定する買取口座

七 社債、株式等の振替に関する法律第二百六十七条第一項（保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例等）に規定する株式買取請求 同項に規定する買取口座

八 社債、株式等の振替に関する法律第二百六十八条第一項（金融商品取引所の合併における株式買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する株式買取請求 同項に規定する買取口座

九 社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条第一項（金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

十 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十一条第一項（保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例等）に規定する買取口座

十一 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十二条第一項（保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例等）に規定する買取口座

十二 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十三条第一項（金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

十三 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十四条第一項（金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

十四 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十五条第一項（金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

十五 徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、発行者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。

2

3 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十四条 税務署長は、中小企業等協同組合法に基づく企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（合名会社、合資会社及び合同会社を除く。以下この条において「組合等」という。）の組合員、会員その他の構成員である滞納者の持分を差し押さえた場合には、当該持分につき次に掲げる理由があり、かつ、その持分以外の財産につき滞納処分を執行してなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その組合等に対し、その持分の一部の払戻し（組合等による譲受けが認められている持分についても、譲受け）を請求することができること。

4 振替機関等に送達された時に生ずる。以下第六十七条（差し押さえた債権の取立て）の規定は、振替社債等について準用する。

3 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十四条 税務署長は、中小企業等協同組合法に基づく企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（合名会社、合資会社及び合同会社を除く。以下この条において「組合等」という。）の組合員、会員その他の構成員である滞納者の持分を差し押さえた場合には、当該持分につき次に掲げる理由があり、かつ、その持分以外の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その組合等に対し、その持分の一部の払戻し（組合等による譲受けが認められている持分についても、譲受け）を請求することができること。

4 振替機関等に送達された時に生ずる。以下第六十七条（差し押さえた債権の取立て）の規定は、振替社債等について準用する。

4 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十五条（一般的の差押禁止財産）ができない。第一項に規定する請求は、三十日（組合等からの脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものにあつては、その期間）前に組合等にその予告をした後でなければ、行うことができない。

5 第二項の「第六款 差押禁止財産」

2 第七十五条（一般的の差押禁止財産）

一 滞納者及びその者と生計を一にする親族の（届出をしていないが、事實上婚姻關係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料

三 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができる種子その他これに類する農産物

4 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十六条（給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）について）に規定する新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

5 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十七条（給料等の支給額に係る限度）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

6 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十八条（退職手当等の支給額に係る限度）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

7 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十九条（所得税法第百八十九条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整）、第百九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

4 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十六条（給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）について）に規定する新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

5 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十七条（給料等の支給額に係る限度）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

6 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十八条（退職手当等の支給額に係る限度）に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

7 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が第七十九条（所得税法第百八十九条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整）、第百九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

- 二 第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
- 三 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものとの三倍に相当する金額
- 四 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額
- 5 第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。
（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）
- 第七十七条** 社会保険制度に基づき支給される退職年金、普通恩給、休業手当金及びこれららの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、第三十八条第一項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三十五条第一項（老齢給付金の支給方法）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他の政令で定める退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれららの性質を有する給付（確定給付企業年金法第三十八条第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。
- 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。
- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）
- 四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）
- 五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）

- 第七十八条** 次に掲げる財産（第七十五条第一項第三号から第五号まで（農業等に欠くことができるない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつてないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。
- 一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料 農地及び採草放牧地
- 二 渔業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船
- 第七款 差押の解除**
- （差押えの解除の要件）
- 第七十九条** 徴收職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない。
- 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。
- 二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の國税（地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。
- 2 徵收職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えに係る国税及びその他の債権を有する者（以下「債権者」といふ）に権利を有する者（以下「債務者」といふ）の差押えを解除することができる。
- 一 差押えに係る國税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上がりその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の國税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。
- 二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。
- 三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による

- 利用の規制その他の事情を考慮して、更に公示に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。
- 第二節 交付要求**
- 第八十条** 差押の解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行う。
- 2 徴收職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解除したときは、当該各号に掲げる手続をしなければならない。ただし、第一号に規定する除去は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。
- 一 債務者等の差押を明白にするために用いた物の除去
- 二 債權又は第三債務者等がある無体財産等の滞納者への通知
- 3 税務署長は、不動産その他差押の登記をした財産の差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。
- 4 第二項第一号の動産又は有価証券の引渡し、滞納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行わなければならない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が占有していたものについては、滞納者に対し引渡すすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならぬ。
- 一 前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、更正の取消その他の責に帰すべき理由による場合 差押の時 に存在した場所
- 二 その他の場合 差押を解除した時に存在する場所
- 第八十二条** 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第百四十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行つ場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第二百四十五条（条件付差押禁止財産）

- 第八十三条** 税務署長は、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつてないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができると認められるときは、交付要求をしないものとする。
- 第八十四条** 税務署長は、納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない。
- 第八十五条** 税務署長は、納付、納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求に係る執行機関に通知することによつて行う。
- 3 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）及び第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。
- （交付要求の制限）
- 第八十六条** 税務署長は、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつてないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができるとき、交付要求をしないものとする。
- 第八十七条** 税務署長は、差押を解除した場合について準用する。
- （交付要求の解除の請求）
- 第八十八条** 強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があつたときは、税務署長に対し、次の各号のいずれにも該当することを理由として、その交付要求を解除する。
- 1 その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。
- 2 滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつてないものを有しており、

り、かつ、その財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、交付要求を解除しなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

(参加差押えの手続)

第八十六条 税務署長は、第四十七條（差押えの要件）の規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してることができる。

2 一 動産及び有価証券
二 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶
三 電話加入権

2 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押え」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。

3 参加差押えをした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。

4 第五十五条（質権者等に対する差押えの通知）の規定は、参加差押えをした場合について準用する。

(参加差押えの効力)

第八十七条 参加差押えをした場合において、そのうの参加差押えに係る財産につきされていた滞納処分による差押えが解除されたときは、その参加差押え（前条第一項第二号に掲げる財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先にされたものとする。）は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定められた時

一 動産及び有価証券 参加差押書が滞納処分による差押えをした行政機関等に交付された時
二 不動産（次号に掲げる財産を除く。）、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶

船舶 参加差押通知書が滞納者に送達された時（参加差押えの登記がその送達前にされた場合は、その登記がされた時）

三 鉱業権 参加差押えの登記がされた時

四 電話加入権 参加差押通知書が第三債務者に送達された時

2 その動産又は有価証券の差押えを解除すべきときは、その動産又は有価証券を前項の規定により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に引き渡さなければならない。差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定により徴収職員が占有しているものについても 同様とする。

3 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないとときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。

（参加差押えの制限、解除等）

第八十八条 第八十三条から第八十五条まで（交付要求の制限、解除等）の規定は、参加差押えについて準用する。

2 税務署長は、参加差押えの登記をした財産の登記を解除したときは、その登記の抹消を關係機関に嘱託しなければならない。

3 税務署長は、電話加入権の参加差押えを解除したときは、その旨を第三債務者に通知しなければならない。

4 前二条及び前三項に定めるもののほか、参加差押えに関する手続について必要な事項は、政令で定める。

第三節 財産の換価

第一款 通則

（換価する財産の範囲等）

第八十九条 差押財産（金銭、債権及び第五十七条（有価証券に係る債権の取立て）の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。）又は次条第四項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）は、

2 下この節において「差押財産等」という。は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

1 差し押さえた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立てをしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立てをすることが

著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価ができる。

2 税務署長は、相互の利用上差押財産等を他の行政機関等（滞納者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産等を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

（参加差押えをした税務署長による換価）

第八十九条の二 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（以下「参加差押不動産」という。）が第八十七条第三項（参加差押えの効力）の規定による催告をしてもなお換価に付されないとときは、同項の滞納処分をした行政機関等の同意を得て、参加差押不動産につき換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができる。ただし、参加差押不動産につき強制執行若しくは担保の実行としての競売が開始されているときは、又は国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

2 前項の滞納処分をした行政機関等は、同項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意の求めがあつた場合において、その換価の執行を相当と認めるときは、これに同意するものとする。ただし、同項の滞納処分による差押えに係る不動産につき既に他の参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をしていたときは、この限りでない。

3 換価執行決定は、第一項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意をした行政機関等（以下「換価同意行政機関等」といいう。）に告知することによってその効力を生ずる。

4 換価執行決定をした税務署長（次条において「換価執行税務署長」という。）は、速やかに、その旨を滞納者及び参加差押不動産（換価執行決定をしたものに限る。以下「特定参加差押不動産」という。）につき交付要求をした者に通知しなければならない。

2 前二項の規定により換価執行決定を取り消した税務署長は、速やかに、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者（第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しあつては、滞納者及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者）に通知しなければならない。

3 特定参加差押不動産については、換価同意行政機関等が行う公売その他滞納処分による売却のための手続は、第一項又は第二項の規定により換価執行決定が取り消された後でなければ

一 换価同意行政機関等の滞納処分による差押え（政令で定めるものを除く。次条において「特定差押え」という。）が解除されたとき。

三 特定参加差押不動産の価額が特定参加差押えに係る滞納処分費及び特定参加差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき。

四 前三号に準ずるものとして政令で定めると該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

(換価執行決定の取消しをした税務署長による
換価の続行)

第八十九条の四 特定差押えが解除された場合に
おいて、前条第一項(第二号に係る部分に限
る。)の規定による換価執行決定の取消しに係
る参加差押えにつき第八十七条第一項(参加差
押えの効力)の規定により差押えの効力が生ず
るとき(次に掲げる場合を除く。)は、当該換
価執行決定の取消しをした税務署長は、当該換
価執行決定に基づき行つた換価手続を当該差押
えによる換価手続とみなして、当該差押えに係
る不動産(以下この条において「差押不動産」
という。)につき換価を続行することができる。

一 差押不動産につき強制執行又は担保権の実
行としての競売が開始されている場合

二 当該税務署長が行つた当該換価執行決定の
取消しに係る参加差押えよりも先にされた交
付要求がある場合

三 特定差押えが解除される前に特定参加差押
不動産を換価したとすれば消滅する権利で、
当該税務署長が行つた当該換価執行決定の
取消しに係る参加差押えよりも先にされた交
付要求がある場合

第九十条 果実は成熟した後、蚕は繭となつた後
でなければ、換価をすることができない。
2 前項の規定は、生産工程中における仕掛品
(栽培品その他これらに類するものを含む。)
で、完成品となり、又は一定の生産過程に達す
るのでなければ、その価額が著しく低くて通常
の取引に適しないものについて準用する。
3 第二次納税義務者が第三十二条第一項(第二
次納税義務の通則)の告知、同条第二項の督促
又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき
訴え提起したときは、その訴訟の係属する間
は、当該国税につき滞納処分による財産の換価
をすることがない。保証人が国税通則法第五
五十二条第二項(担保の処分)の告知、同条第
三項の督促若しくはこれらに係る国税に関する
滞納処分につき訴え提起したとき、又は第五
十五条第二号(仮登記の権利者に対する差押え
の通知)の通知(担保のための仮登記に係るもの
に限る。)に係る差押えにつき訴え提起があ
つたときにおいても、また同様とする。
(自動車等の換価前の占有)

第九十一条 自動車・建設機械又は小型船舶の換
価は、微收職員が第七十一条第三項(差し押さ
えた自動車等の占有)の規定によりこれらを占
有した後に行うものとする。ただし、換価に支
障がないと認められるときは、この限りでな
い。

有した後に行うものとする。ただし、換価に支
障がないと認められるときは、この限りでな
い。

(買受人の制限)

第九十二条 滞納者は、換価の目的となつた自己
の財産(第二十四条第三項(譲渡担保財産に対
する執行)の規定の適用を受ける譲渡担保財產
を除く。)を、直接であると間接であると問
わず、買い受けることができない。国税庁、国
税局、税務署又は税關に所属する職員は、換価の目的とな
った財産について、また同様とする。
(修理等の処分)

第九十三条 税務署長は、差押財産等を換価する
場合において、必要があると認めるときは、滯
納者の同意を得て、その財産につき修理その他
その価額を増加する处分をすることができる。

第二款 公売

第九十四条 税務署長は、差押財産等を換価する
ときは、これを公売に付さなければならぬ。
2 公売は、入札又は競り売りの方法により行わ
なければならない。

(公売)

第九十五条 税務署長は、差押財産等を公売に付
するときは、公売の日の少なくとも十日前まで
に、次に掲げる事項を公告しなければならない
。
一 公売財産の名称、数量、性質及び所在
二 公売の方法
三 公売の日時及び場所
四 売却決定の日時及び場所
五 買受代金の納付の期限

第九十六条 税務署長は、前条の公告をしたとき
は、同条第一項各号(第八号を除く。)に掲げ
た事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び次
に掲げる者のうち知っている者に通知しなけれ
ばならない。
一 公売財産につき交付要求をした者
二 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留
置権、地上権、賃借権その他の権利を有す
る者

第九十七条 税務署長は、前項の通知をするときは、
公売の日から配当を受けけることができる
者のうち知っている者に對し、その配当を受け
ることができる国税、地方税その他の債権につ
き第百三十条第一項(債権額の確認方法)に規
定する債権を額申立書をその財産の売却決定
をする日の前日までに提出すべき旨の催告をあ
わせてしなければならない。

(公売の場所)

第九十八条 税務署長は、近傍類似又は同種の財
産(特別区を含む。)において行うものとする。た
だし、税務署長が必要と認めるときは、他の場
所で行うことができる。
(見積価額の決定)

第九十九条の二 公売財産(不動産に限る。以下
この条、第一百六条の二(調査の嘱託)及び第百
八条第五項(公売実施の適正化のための措置)
において「公売不動産」という。)の入札等を
存続期限、借貸又は地代その他これらの権利の
内容を公告しなければならない。
(暴力団等に該当しないこと等の陳述)

第九十九条の二 公売財産(不動産に限る。以下
この条、第一百六条の二(調査の嘱託)及び第百
八条第五項(公売実施の適正化のための措置)
において「公売不動産」という。)の入札等を
存続期限、借貸又は地代その他これらの権利の
内容を公告しなければならない。
(暴力団等に該当しないこと等の陳述)

第九十九条 税務署長は、前項の規定により見積価額を決
定する場合において、必要と認めるときは、鑑
定人による評価を委託し、その評価額を参考と
することができる。
(見積価額の公告等)

第九十九条 税務署長は、公売財産のうち次の各
号に掲げる財産を公売に付するときは、当該各
号に掲げる日までに見積価額を公告しなけれ
ばならない。
一 不動産、船舶及び航空機 公売の日から三
日前の日

し、他の適當な場所に掲示する方法、官報又は
時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げ
る方法その他の方法を併せて用いることを妨げ
ない。

(公売の通知)

第九十六条 税務署長は、前条の公告をしたとき
は、同条第一項各号(第八号を除く。)に掲げ
た事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び次
に掲げる者のうち知っている者に通知しなけれ
ばならない。

三 その他の財産で税務署長が公告を必要と認
めるもの 公売の日の前日(当該財産につき第九十五条第一項だ
し書(公売公告)に該当する事実があると認
めたときは、公売の日)

前日(当該財産につき第九十五条第一項だ
し書(公売公告)に該当する事実があると認
めたときは、公売の日の前日)

税務署長は、見積価額を公告しない財産を公
売するときは、その見積価額を記載した書面を
封筒に入れ、封をして、公売をする場所に置か
なければならない。

二 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留
置権、地上権、賃借権その他の権利を有す
る者

三 換価同意行政機関等

2 税務署長は、前項の通知をするときは、公売
財産の売却代金から配当を受けけることができる
者のうち知っている者に對し、その配当を受け
ることができる国税、地方税その他の債権につ
き第百三十条第一項(債権額の確認方法)に規
定する債権を額申立書をその財産の売却決定
をする日の前日までに提出すべき旨の催告をあ
わせてしなければならない。

(公売の場所)

2 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えることができる。

3 第九十五条第二項の規定は、第一項の公告に
ついて準用する。ただし、税務署長は、公売財
産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

2 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

3 第九十五条第二項の規定は、第一項の公告に
ついて準用する。ただし、税務署長は、公売財
産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

2 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

3 第九十五条第二項の規定は、第一項の公告に
ついて準用する。ただし、税務署長は、公売財
産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

2 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

3 第九十五条第二項の規定は、第一項の公告に
ついて準用する。ただし、税務署長は、公売財
産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

2 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

3 第九十五条第二項の規定は、第一項の公告に
ついて準用する。ただし、税務署長は、公売財
産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

2 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

3 第九十五条第二項の規定は、第一項の公告に
ついて準用する。ただし、税務署長は、公売財
産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財
産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限
る。)又は地上権があるときは、あわせてその
財産が動産であるときに限り、その財産に見積価
額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代
えなければならない。

(公売保証金)

第九十条 公売財産の入札等をしようとする者(以
下「入札者等」という。)は、税務署長が公売

財産の見積価額の百分の十以上の額により定められた公売保証金を次の各号に掲げるいずれかの方により提供しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が政令で定める額以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付させるときは、公売保証金の提供を要しないものとすることができる。

一 現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。次号、第四項及び第一百五十三条第三項（買受代金の納付の期限等）において同じ。）で納付する方法

二 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）との間において、当該入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（財務省令で定める要件を満たすものに限る。）が締結されたことを証する書面を税務署長に提出する方法

入札者等は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除き、公売保証金を提供した後でなければ、入札等をすることができない。

三 公売財産の買受人は、第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金を買受代金に充てたものが、当該公売保証金をその公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

四 税務署長は、第一項第二号に掲げる方法により公売保証金を提供した入札者等に対して第一百五十三条第四項の規定により売却決定が取り消されることは、当該公売保証金をその公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

五 第百十七条（国税等の完納による売却決定の取消し）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の提供した公売保証金があるとき。

（入札及び開札）

六 第百七一条（入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。この場合において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をすることに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をすることに代えるものとする。

七 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないとときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

八 第百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）と、「前項ただし書」とあるのは、「第一百五十三条第四項」とあるのは、「第一百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）」と、「前項ただし書」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

九 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができる。

一 第百四条から第百五十三条まで（最高価申込者の順位買受申込者及び次

順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。

二 入札等の価額の全部が見積価額に達しないことその他の理由により最高価申込者を定めた場合において、その者の提供した公売保証金があるとき。

三 第百十四条の規定により最高価申込者等は買受けを取消した場合において、その者の提供した公売保証金があるとき。

四 第百十五条第三項の規定により最高価申込者が買受け代金を納付した場合において、最高価申込者が提供した公売保証金で第三項本文の規定により買受け代金に充てたもの以外のもの又は次順位買受申込者が提供した公売保証金があるとき。

五 第百十七条（国税等の完納による売却決定の取消し）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の提供した公売保証金があるとき。

六 第百七一条（入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。この場合において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をすることに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をすることに代えるものとする。

七 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないとときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

八 第百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）と、「前項ただし書」とあるのは、「第一百五十三条第四項」とあるのは、「第一百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）」と、「前項ただし書」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

九 税務署長は、入札の方法により差押財産等を公売する場合において、入札者がないと

き、又は入札価額が見積価額に達しないときには、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができる。

一 第百三条（競り売り）

二 第百三条（競り売り）

三 第百十三条（競り売り）

四 第百四条（競り売り）

五 第百五条（競り売り）

六 第百六条（競り売り）

七 第百七条（競り売り）

八 第百八条（競り売り）

九 第百九条（競り売り）

一 第百十条（競り売り）

二 第百十一条（競り売り）

三 第百十二条（競り売り）

四 第百十三条（競り売り）

五 第百十四条（競り売り）

六 第百十五条（競り売り）

七 第百十六条（競り売り）

八 第百十七条（競り売り）

九 第百十八条（競り売り）

一 第百十九条（競り売り）

二 第百二十条（競り売り）

三 第百二十一条（競り売り）

四 第百二十二条（競り売り）

五 第百二十三条（競り売り）

六 第百二十四条（競り売り）

七 第百二十五条（競り売り）

八 第百二十六条（競り売り）

九 第百二十七条（競り売り）

者の希望する数量及び単価を入れさせ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。

一 第百三十三条（競り売り）

二 第百三十四条（競り売り）

三 第百三十五条（競り売り）

四 第百三十六条（競り売り）

五 第百三十七条（競り売り）

六 第百三十八条（競り売り）

七 第百三十九条（競り売り）

八 第百四十条（競り売り）

九 第百四十一条（競り売り）

一 第百四十二条（競り売り）

二 第百四十三条（競り売り）

三 第百四十四条（競り売り）

四 第百四十五条（競り売り）

五 第百四十六条（競り売り）

六 第百四十七条（競り売り）

七 第百四十八条（競り売り）

八 第百四十九条（競り売り）

九 第百五十条（競り売り）

一 第百五十二条（競り売り）

二 第百五十三条（競り売り）

三 第百五十四条（競り売り）

四 第百五十五条（競り売り）

五 第百五十六条（競り売り）

六 第百五十七条（競り売り）

七 第百五十八条（競り売り）

八 第百五十九条（競り売り）

九 第百六十条（競り売り）

(買受申込み等の取消し)

第一百四十四条 換価に付した財産(以下「換価財産」という。)について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第二百五条第一項ただし書(不服申立てがあつた場合の処分の制限)その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

第五款 代金納付及び権利移転

(買受代金の納付の期限等)

第一百五十五条 換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日(買受人が次順位買受申込者である場合にあつては、同日から起算して七日を経過した日)とする。

2 税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。(ただし、その期間は、三十日を超えることができない。)

3 買受人は、買受代金を第一項の期限までに現金で納付しなければならない。

4 税務署長は、買受人が買受代金を第一項の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消すことができる。

(買受代金の納付の効果)

第一百六十六条 買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。

2 徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

(国税等の完納による売却決定の取消し)

第一百七十七条 税務署長は、換価財産に係る国税(特定参加差押不動産を除く。)の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消さなければならない。

(売却決定通知書の交付)

第一百八十八条 税務署長は、換価財産(有価証券を除く。)の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を買受人に交付しなければならない。ただし、動産については、その交付をしないことができる。

(動産等の引渡し)

第一百九十九条 税務署長は、換価財産(有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶(微

收職員が占有したものに限る。)の買受人が買受代金を納付したときは、その財産を買受人に引き渡さなければならない。

2 税務署長は、前項の場合において、その財産を滞納者又は第三者に保管させていいるときは、売却決定通知書を買受人に交付する方法によりその財産の引渡をすることができる。この場合において、その引渡した税務署長は、その旨を滞納者又は第三者に通知しなければならない。

(有価証券の裏書き等)

第一百二十一条 税務署長は、換価した有価証券を買受人に引き渡す場合において、その証券に係る権利の移転につき滞納者に裏書き、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせなければならぬ。

2 税務署長は、前項の場合において、滞納者がその期限までに同項の手続をしないときは、滞納者に代つてその手続をすることができる。

(権利移転の登記の嘱託)

第一百二十二条 税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについては、不動産登記法(平成十六年法律第二百一十三号)その他

の法令に別段の定めがある場合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

(債権等の権利移転の手続)

第一百二十三条 税務署長は、換価した債権又は第七十三条第一項(電話加入権等の差押手続)若しくは第七十三条の二第一項(振替社債等の差押手続)に規定する財産の買受人がその買受代

金を納付したときは、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない。

2 前項の場合において、第六十五条规定(債権証書の取上げ)(第七十三条第五項(権利証書の取上げ)において準用する場合を含む。)の規定により取り上げた証書があるときは、これを買受人に引き渡さなければならない。

(権利移転に伴う費用の負担)

第一百二十四条 第百二十条第二項(有価証券の裏書き等の代位)の規定による手続に関する費用及び第一百二十二条(権利移転の登記の嘱託)の規定による嘱託に係る登記の登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

(担保権の消滅又は引受け)

第一百二十五条 民法第五百六十八条规定(競売における担保責任等)の規定は、差押財産等の換価の場合は、買受人による手続について準用する。

(法定地上権等の設定)

第一百二十六条 民法第五百六十八条规定(競売における担保責任等)の規定は、差押財産等の換価の場合について準用する。

(法定地上権等の設定)

及び担保のための仮登記に基づく本登記(本登録を含む。)でその財産の差押え後にされたものに係る権利は、その買受人が買受代金を納付した時に消滅する。第二百四条(譲渡担保財産に物的納税責任)の規定により譲渡担保財産に対し滞納処分を執行した場合において、同項中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読みがした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても同様とする。

2 税務署長は、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械を換価する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その財産上の質権、抵当権又は先取特権(登記がされているものに限る。以下この条において同じ。)に関する負担を買受人に引き受けさせることができるものである。この場合において、その引受けがあつた質権、抵当権又は先取特権については、前項の規定は、適用しない。

2 税務署長は、前項の場合において、滞納者がその期限までに同項の手続をしないときは、滞納者に代つてその手続をすることができる。

(権利移転の登記の嘱託)

第一百二十七条 税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについては、不動産登記法(平成十六年法律第二百一十三号)その他

の法令に別段の定めがある場合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

(債権等の権利移転の手続)

第一百二十八条 税務署長は、次に掲げる金額をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

2 差押財産又は特定参加差押不動産(次条第一項第三号及び第一百三十六条(滞納処分費の範囲)において「差押財産等」という。)の

一 差し押された金額

三 売却代金

一 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えに係る債権の弁済期限がその財産の売却決定期日から六ヶ月以内に到来しないとき。

二 その質権、抵当権又は先取特権を有する者から申し出があつたとき。

(換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託)

第一百二十九条 税務署長は、第二百二十二条(権利の移転の登記の嘱託)の規定により権利の移転の登記を嘱託する場合において、換価に伴い消滅する権利に係る登記があるときは、あわせてそのまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

(担保責任等)

第一百三十条 第百二十条第二項(有価証券の裏書き等の代位)の規定による手続に関する費用及び第一百二十二条(権利移転の登記の嘱託)の規定による嘱託に係る登記の登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

(法定地上権等の設定)

第一百三十二条 土地及びその上にある建物又は立木(以下この条において「建物等」という。)が滞納者の所有に属する場合において、その土地又は建物等の差押があり、その換価によりこれらの人々の所有者を異にするに至つたときは、その

建物等につき、地上権が設定されたものとみなす。

2 前項の規定は、地上権及びその目的となる土地の上にある建物等が滞納者に属する場合について準用する。この場合において、同項中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読みがした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても同様とする。

3 前二項の場合において、その権利の存続期間及び地代は、当事者の請求により裁判所が定めることとする。

第四節 換価代金等の配当

(配当すべき金額)

第一百三十三条 税務署長は、次に掲げる金額をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

2 差押財産又は特定参加差押不動産(次条第一項第三号及び第一百三十六条(滞納処分費の範囲)において「差押財産等」という。)の

一 差押財産又は特定参加差押不動産(次条第一項第三号及び第一百三十六条(滞納処分費の範囲)において「差押財産等」という。)の

一 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えに係る債権の弁済期限がその財産の売却決定期日から六ヶ月以内に到来しないとき。

二 その質権、抵当権又は先取特権を有する者から申し出があつたとき。

(換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託)

第一百三十四条 税務署長は、第二百二十二条(権利の移転の登記の嘱託)の規定により権利の移転の登記を嘱託する場合において、換価に伴い消滅する権利に係る登記があるときは、あわせてそのまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

(担保責任等)

第一百三十五条 第百二十条第二項(有価証券の裏書き等の代位)の規定による手続に関する費用及び第一百二十二条(権利移転の登記の嘱託)の規定による嘱託に係る登記の登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

(法定地上権等の設定)

第一百三十六条 第百二十条第二項(有価証券の裏書き等の代位)の規定による手続に関する費用及び第一百二十二条(権利移転の登記の嘱託)の規定による嘱託に係る登記の登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

(法定地上権等の設定)

第一百三十七条 第百二十条第二項(有価証券の裏書き等の代位)の規定による手続に関する費用及び第一百二十二条(権利移転の登記の嘱託)の規定による嘱託に係る登記の登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

(法定地上権等の設定)

三 差押財産等に係る質権、抵当権、先取特権、留置権又は担保のための仮登記により担保される債権

四 第五十九条第一項後段、第三項又は第四項（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）（これらの規定を第七一条第四項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借貸に係る債権

2 前条第一項第三号又は第四号に掲げる金額は、それぞれ差押え又は交付要求に係る国税に充てる。

3 前二項の規定により配当した金額に残余があるときは、その残余の金額は、滞納者に交付する。

4 挿価財産上に担保のための仮登記がある場合における当該仮登記により担保される債権に対する配当については、仮登記担保契約に関する法律第十三条（優先弁済請求権）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

5 握価代金等が第一項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、

第二章（国税と他の債権との調整）、第五十九条第一項後段、第三項及び第四項（これらの規定を第七一条第四項において準用する場合を含む。）前項並びに民法その他の法律の規定により配当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税（附帯税を除く。以下この項において同じ。）及びその延滞税又は利子税に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならぬ。

（債権額の確認方法）

2 第百三十条 前条第一項第二号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書を税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の債権現在額申立書を調査して前条各号に掲げる国税その他の債権を確認するものとする。この場合において、次に掲げる債権を有する者が債権現在額申立書を提出しないときは、税務署長の調査によりその額を確認するものとする。

2 第百三十一条 税務署長は、第一百二十九条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける権利、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、挿価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付ため、その賃本を発送しなければならない。

3 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者

三 滞納者

2 第百三十二条 税務署長は、前条の規定により配当計算書の賃本を交付するときは、その賃本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

3 前項の挿価代金等の交付期日は、配当計算書の賃本を交付した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第一号又は第二号に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

（換価代金等の交付）

2 第百三十三条 税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に従つて換価代金等を交付するものとする。

（換価代金等の交付）

2 第百三十四条 握価代金等を配当すべき債権の弁済期が到来していないときは、その債権者に交付すべき金額は、供託しなければならない。

（換価代金等の供託）

2 第百三十五条 税務署長は、売却決定を取消し（売却決定の取消に伴う措置）

2 第百三十六条 滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産等の保管、運搬、換価及び第九十三条（修理等の処分）の規定による処分、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当するための処分禁止の仮処分の執行）において準用する場合を含む。の規定による仮登記を含む。がされた質権、抵当権全するための処分禁止の仮処分の執行）において準用する場合を含む。の規定による仮登記を含む。がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合における挿価代金等の交付については、政令で定めるところによる。

（滞納処分費の範囲）

2 第百三十七条 滞納処分費について、その徴収の基因となつた国税に先だつて配当し、又は充當するときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

（滞納処分費の納入の告知）

2 第百三十八条 国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

第六節 雜則

第一款 滞納処分の効力

（相続等があつた場合の滞納処分の効力）

2 第百三十九条 滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者であ

るときは、その行政機関等からの通知に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。

二 第百二十二条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利の移転の登記のまつ消の嘱託

三 第百二十五条（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）その他の法令の規定による嘱託で換価に係るものによりまつ消された質権、抵当権その他の権利の登記の回復の登記の嘱託

2 前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に係る質権者、抵当権者又は先取特権者に対しても、これらの者がその金額を返還しないときは、税務署長は、その金額を限度として、これらの者に代位することができる。この場合において、配当した金額がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の一部であるときは、税務署長は、その代位した債権者の承諾を要しないで、その代位に係る権利行使し、かつ、その債権者に優先して弁済を受けることができる。

（第五節 滞納処分費）

2 第百三十六条 滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産等の保管、運搬、換価及び第九十三条（修理等の処分）の規定による処分、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当する費用（通知書その他の書類の送達に要する費用を除く。）とする。

（滞納処分費の配当等の順位）

2 第百三十七条 滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に先だつて配当し、又は充當するときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

（滞納処分費の納入の告知）

2 第百三十八条 国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

（相続等があつた場合の滞納処分の効力）

2 第百三十九条 滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者であ

る法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

2 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してした差押えは、当該国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみならず。ただし、徴収職員がその死亡を知つたときは、この限りでない。

3 信託の受託者の任務が終了した場合において、新たなる受託者が就任するに至るまでの間に信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、新たなる受託者が就任したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

4 信託の受託者である法人の信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、当該受託者である法人としての権利義務を承継する分割が行われたときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。（仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力）

第一百四十条 滞納処分は、仮差押又は仮処分による执行を妨げられない。

第二款 財産の調査

（徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権）

第一百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第一百四十六条の二（事業者等への協力要請）及び第一百八十八第三号（罰則）において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができること。

一 滞納者
二 滞納者の財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある者
三 滞納者に対し債権若しくは債務があつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者又は滯納者から財産を取得したと認めると足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人（提出物件の留置き）

第一百四十二条 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができること。

（検査の権限及び方法）
第一百四十三条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき検査することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき検査することができる。

二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡しを開くため必要な処分をすることができる。

（検査の時間制限）
第一百四十四条 徴収職員は、検査をするときは、かかるわらず、日没後でも、公開した時間内には、検査することができる。

2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入する場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかるわらず、日没後から日出前までは検査することができる。

（検査の立会人）
3 徴収職員は、前項本文の規定にかかるわらず、日没後から日出前までは検査することができる。

この執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に出入することを禁止することができる。

一 滞納者
二 差押に係る財産を保管する第三者及び第百四十二条第二項（第三者に対する検査）の規定により検査を受けた第三者

（検査の権限及び方法）
第一百四十五条 徴収職員は、検査、差押又は差押（出入禁止）

（検査の権限及び方法）
第一百四十六条 徴収職員は、検査したときは、検査調書を作成しなければならない。

2 徴収職員は、検査調書を作成した場合には、その謄本を検査を受けた滞納者又は第三者及びこれらの人立会人が交付しなければならない。

（検査調書の作成）
第一百四十七条 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（身分証明書の提示等）
第一百四十八条 徴収職員は、この款の規定により検査する場合は、提出の要求若しくは検査の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 この款の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、物件の留置き又は検査の権限は、成年に達した者一人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官を立ち会わせなければならぬ。

（検査の権限及び方法）
第一百四十九条 徴収職員は、検査するときは、その検査を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものを立ち会わせなければならない。この場合において、これらの人不在であるときは、又は立会いに応じないと認められる場合は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 この款の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、物件の留置き又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（検査の権限及び方法）
第一百五十条 税務署長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においては、成年に達した者一人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官を立ち会わせなければならぬ。

て、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）又は次条第一項の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

2 その財産の換価を直ちにすることによりその後の事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

3 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

4 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

（税額の猶予）
第一百五十一条 税務署長は、前条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、その国税の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 前項の規定は、当該申請に係る国税以外の国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合には、適用しない。

（税額の猶予）
第一百五十二条 国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）という。又は前項の規定による換価の猶予の申請中の国税

2 一 国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）という。又は前項の規定による換価の猶予の申請中の国税

2 一 国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）という。又は前項の規定による換価の猶予の申請中の国税

を受けている国税（同法第四十九条第一項第三号（納税の猶予の取消し）（次条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）に該当し、納税の猶予又は前条第一項若しくは前項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）にうとする者は、同項の国税を一時に納付することによるその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、その納付を困難とする金額、当該猶予を受けようとする期間、その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

第一百五十二条 税務署長は、第一百五十一条第一項（換価の猶予の要件等）若しくは前条第一項の規定による換価の猶予又は第三項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項（納税の猶予の要件等）若しくは第四項において准用する同条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合には、その猶予に係る金額（その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみ金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにならなければならない。

税務署長は、第一百五十二条第一項又は前条第一項の規定による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

第三節 国税通則法第四十六条第五項から第七項まで及び第九項 第四十七条第一項（納税の猶予の取消し）の規定は、第一百五十一条第一項の通知等による徵収）並びに第四十九条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定は、第一百五十一条第一項の通知等）、第四十八条第三項及び第四項（果实による徵収）並びに第四十九条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定は、「国税徵収法第百五十二条（徵収職員の滯納処分に関する調査に係る質問検査権）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同法第四十七条第一項中「前条第一項から第四項まで」とあるのは「国税徵収法第百五十二条（徵収職員の滯納処分に関する調査に係る質問検査権）」と、それぞれ読み替えることとする。

規定期による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第七項中「納税の申請に基づき、その期間」とあるのは「その期間」と、同条第九項中「第四項（前項における準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徵収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、それぞれ読み替えるものとする。

第四節 分割納付、通知等（滞納処分の停止）

税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができます。

第一百五十三条 税務署長は、滞納者の執行及び租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徵収の共助の要請にかかる第十項まで（納税の猶予の申請手続等）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）と、同法第四十六条の二第四項及び第六項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徵収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、同法第四十六条第二項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限ごとの納付金額を含む。」とあるのは「その猶予に係る金額を分割して納付を行うかどうか（分割納付の方

法により納付を行つては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）」とあるのは「その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徵収法第五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する第四項」と、同条第七項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徵収法第一百五十二条第二項（税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その停止が三年間繼續したときは、消滅する。）において、その停止が三年間繼續したときは、その停止が三年間繼續したとき、その他の国税を徵収に係るものであるとき、その他その国税を徵収に係ることができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかると、その國稅を納付する義務を直ちに消滅させることができない。第一項の規定により滞納処分の執行を停止した國稅を納付する義務は、その執行の停止が三年間繼續したとき、その他の国税を徵収に係るものであるとき、その他その国税を徵収に係ることができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかると、その國稅を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

第五節 滞納処分の停止の取消

第一百五十四条 税務署長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

第一百五十五条 税務署長は、前項第一項から第七項まで削除（保全担保）

第三節 保全担保及び保全差押

税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

第八節 税務署長は、第一項の規定による担保の提供が繼續して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

税務署長は、担保の提供等があつた納税者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の

において読み替えて準用する前条第四項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二節 滞納処分の停止

第一百五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができます。

一 滞納処分の執行及び租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徵収の共助の要請にかかる第十項まで（納税の猶予の申請手続等）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）と、同法第四十六条の二第四項及び第六項中「第四項（前項における準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徵収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、それぞれ読み替えるものとする。

二 滞納処分の執行等をすることによつてその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき。

三 その所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明であるとき。

四 税務署長は、第一項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

五 前項後段の場合（次項に規定する場合を除く。）においては、その嘱託に係る書面には、第三項の書面が同項の納税者に到達したことと証する書面を添付しなければならない。

六 第四項後段の場合において、不動産登記法第十六条第二項（嘱託による登記）（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する同法第十八条（登記の申請方法）の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報を併せて第三項の書面が同項の納税者に到達したことを証する情報を提供しなければならない。この場合においては、同法第一百六条第一項（官庁の嘱託による登記）の規定にかかると、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

七 税務署長は、第一項の規定による担保の提供又は第四項の規定による抵当権の設定（以下「担保の提供等」という。）があつた場合においては、同法第一百六条第一項（官庁の嘱託による登記）の規定にかかると、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

八 税務署長は、第一項の規定による担保の提供が繼續して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

他の税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

前二項の規定により滞納処分の引継ぎがあつたときは、引継ぎを受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする。

(税関長による滞納処分の執行)

第一百八十三条 税関長は、この法律の定めるところにより、その税関所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。

税関長は、差し押さえるべき財産又は差押財産がその管轄区域外にあるときは、その財産の所在地を所轄する税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

税関長は、差し押さえるべき財産又は差押財産が滞納処分を著しく困難とする地域にあるときは、これらの財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

税関長は、差押財産又は参加差押不動産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

前条第四項の規定は、前三項の規定により滞納処分の引継ぎがあつた場合について準用する。

(国税局長が徴収する場合の読替規定)

第一百八十四条 国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項(徴収の引継ぎ)の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十二条第二項若しくは第三項(滞納処分の引継ぎ)若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律(第一百五十九条第二項(保全差押の承認)、第一百七十三条(不動産の売却決定の取消しの制限)及び前二条を除く。次条において「罰金に処し、又はこれを併科する。」の規定に係る部分を除く。)の規定又は、日本国外においてこれららの罪を犯した者にも適用する。

は、二年以下の懲役若しくは五百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

罰金に処し、又はこれを併科する。

第一項及び第二項(これらの規定中滞納処分の執行に係る部分を除く。)の罪は、日本国外においてこれららの罪を犯した者にも適用する。

の罪は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二条(すべての者の国外犯)の例に従う。

第一百八十五条 国税通則法第四十三条第一項ただし書(税関長による徴収)の規定により税関長が徴収する場合、同条第四項若しくは同法第十四条第一項(徴収の引継ぎ)の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十三条第二項若しくは第四項(滞納処分の引継ぎ)の規定により税関長が滞納処分の引継ぎをしたときには、その違反行為をして答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第百四十二条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

受けた場合におけるこの法律の規定の適用につけることができる。

いっては、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税関」とする。

(政令への委任)

第一百八十六条 この法律に定めるもののほか、差押調査、交付要求書その他この法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に関必要な事項は、政令で定める。

第一百八十七条 纳税者が滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百八十八条 法人の代表者(人格のない社団等の代理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用者、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一百八十七条又は第一百八十八条(罰則)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

第一百八十九条 第九十九条の二(暴力團員等に該当しないこと等の陳述)(第一百九条第四項(随意契約による売却))において準用する場合を含む。の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月八日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月六日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年九月八日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年二月二九日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年二月二九日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三六年三月三一日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三六年三月三一日法律第三五号) 抄

附 則（昭和四一年七月一日法律第一一）

附 則（昭和五〇年一二月二七日法律第

（経過措置）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四一年五月三〇日法律第一一）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に原油の採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

附 則（昭和四一年五月三一一日法律第二二）

（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則（昭和四二年五月三一一日法律第二二）

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則（昭和四二年六月一一日法律第三六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四五年三月二八日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四五年五月一日から施行する。

附 則（昭和四六年五月一二日法律第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十六年五月一二日から施行する。

附 則（昭和四六年五月三一日法律第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四六年五月三一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月三日法律第九九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十六年六月三日から施行する。

附 則（昭和四六年六月二九日法律第一一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月三日法律第一一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四七年六月三日から施行する。

附 則（昭和四六年六月三日法律第一一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四六年六月三日から施行する。

による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、施行日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六六年六月九日法律第七五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附 則（昭和五六六年六月九日法律第七五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附 則（昭和五六七年七月二三日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

<p>第五十二条 (輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。)並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日</p> <p>(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五十六条 前条の規定による改正後の国税徵收法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徵收されるべき国稅について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつた砂糖消費税、物品税又はトランブ類税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一〇九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日</p> <p>イ から今まで 略</p> <p>ヌ 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定(災害被害者に対する税の減免、徵收猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。)並びに附則第八十六条から第百十五条までの規定</p> <p>(国税徵収法の一項改正に伴う経過措置)</p> <p>第一百六条 前条の規定による改正後の国税徵収法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徵收されるべき国稅について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつたばかり消費税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成九年六月一八日法律第八九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三十一条 附則第二条から第二十二条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成九年七月四日法律第一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三十一条 附則第二条から第二十二条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一一年三月三一日法律第一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年四月一九日法律第四〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において</p>
--	---	--	---	---	--

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三日法律第七十九号) 抄

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

(政令への委任) **第三十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

(附 則 (平成一四年二月一三日法律第一五二号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

(附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇一〇号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律百五十一号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
イ からへまで 略
ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同定(「石油税」)を「石油石炭税」に改める

部分に限る。)、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定(「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。)、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十一条まで、第五十条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条(国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第二条第三項の改正規定に限る。)、第一百四十一条、第一百四十二条(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第三号、第十五条第二項第七号、第四十六条第二項第一号イ及び第四十三条、第一百五十三条から第一百六十八条规定する。)及び第一百八十八条第一項の規定(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第六十条第二項の改正規定に限る。)、第一百四十三条、第一百五十五条の改正規定に限る。)及び第一百八十九条の改正規定に限る。)、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条(会社更生法(平成十四年法律百五十四号)、第一百二十九条の改正規定に限る。)及び第一百八十九条第一項の規定(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第六十条の改正規定に限る。)、第一百五十四条、第一百五十五条の改正規定に限る。)及び第一百八十九条第一項の規定(國税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

部分に限る。)

附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成一六年一月三日法律第一五二号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(附 則 (平成一六年四月二一日法律第三七号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十六年六月二日(以下「施行日」という。)から施行する。

(附 則 (平成一六年七月二二日法律第三七号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一條ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七項及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化

規則に限る。)、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定(「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。)、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十一条まで、第五十条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条(国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第二条第三項の改正規定に限る。)、第一百四十一条、第一百四十二条(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第三号、第十五条第二項第七号、第四十六条第二項第一号イ及び第四十三条、第一百五十三条から第一百六十八条规定する。)及び第一百八十九条の改正規定に限る。)及び第一百八十九条第一項の規定(國税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

部分に限る。)

附則第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五一号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二五号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一六年七月二六日法律第八一六五号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規則に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則 (平成一七年七月二六日法律第八一六五号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号) 抄)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措

置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一條ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七項及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化

(罰則に関する経過措置)	この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)
第二百三十一条	この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)
第二百三十二条	この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)
第二百三十三条	この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)
第二百三十四条	この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(附則 第五号) 抄 (平成二八年三月三一日法律第一 (施行期日))	第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二百三十五条	この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第二百三十六条	(その他の経過措置の政令への委任)
第二百三十七条	この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第二百三十八条	(政令への委任)

(附則 第九号) 抄 (平成二九年六月二日法律第四十五 (施行期日))	第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二百三十九条	この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第二百四十条	(その他の経過措置)
第二百四十二条	(政令への委任)
第二百四十三条	(附則 第一百四十四条抄)

(附則 第九号) 抄 (平成二九年六月二日法律第四十五 (施行期日))	第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二百四十四条	この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第二百四十五条	(政令への委任)
第二百四十六条	(附則 第一百四十五条抄)
第二百四十七条	(附則 第一百四十七条抄)

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

定による改正後の国税徴収法第七十条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一项 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一次に掲げる規定 平成三十年一月一日
イからハまで 略

第二次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イからニまで 略

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三次に掲げる規定 平成三十年一月一日
イからハまで 略

第四次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イからハまで 略

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十条 この法律の施行日前にした行為及びこの附則の規定による改正後の国税徴収法第八十九条(同条第一項に規定する特定従事者に係る部分に限る)、及び第八十九条の二から第八十九条の四までの規定は、平成三十一年一月一日以後に滞納となつた国税について適用し、同日前に滞納となつてゐる国税については、なお従前の例による。

第五十一条 この附則に規定する換価執行決定により行う換価について適用する。

(罰則に関する経過措置)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十三条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十四条 この法律の施行による改正後の国税徴収法第八十九条(同条第一項に規定する特定従事者に係る部分に限る)及び第八十九条の二から第八十九条の四までの規定は、平成三十一年一月一日以後の同法第八十九条の二第一項に規定する換価執行決定により行う換価について適用する。

(罰則に関する経過措置)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十五条 この法律の施行による改正後の国税徴収法第八十九条(同条第一項に規定する特定従事者に係る部分に限る)及び第八十九条の二から第八十九条の四までの規定は、平成三十一年一月一日以後に滞納となつた国税について適用し、同日前に滞納となつてゐる国税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十六条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十七条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定(第五十条第六項、「を削る部分を除く。」)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。)第九条から第十六条まで、第十七条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号二の改正規定に限る。)第十八条、第十九条及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十八条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定を除く。)第九条から第十六条まで、第十七条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号二の改正規定に限る。)第十八条、第十九条及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十九条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定を除く。)第九条から第十六条まで、第十七条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号二の改正規定に限る。)第十八条、第十九条及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。

附 則 (令和五年三月三一日法律第三)	
(施行期日)	四 から三まで 次に掲げる規定 令和七年一月一日
号) 抄	イ及びロ 略
附 則 (令和六年三月三〇日法律第八)	ハ 第十二条の規定 (同条中国税徵収法第百三十三条の改正規定を除く。) 及び附則第二十条の規定
(施行期日)	五 から十まで 略
第一 条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	六 六十六条から第六十九条まで及び第七十一一条から第七十四条までの規定
(政令への委任)	ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第一イ及びロ 略
第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	ハ 第九条の規定による改正後の国税徵収法(次項において「新国税徵収法」という。) 第百四十五条の規定は、令和六年一月一日以後に同条各号に掲げる者に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査)(同日前にその者に対して当該調査に係る第九条の規定による改正前の国税徵収法(以下この項において「旧国税徵収法」という。) 第百四十五条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るもの(除く。)について適用する。
(政令への委任)	ハ 第九条の規定による改正後の国税徵収法(次項において「新国税徵収法」という。) 第百四十五条の規定は、令和七年一月一日以後に同日前に旧国税徵収法(百四十五条の規定による質問又は検査を行った同条の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るもの)を含む。)については、なお従前の例による。
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第一イ及びロ 略

第一 条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第一イ及びロ 略
(政令への委任)	ハ 第九条の規定による改正後の国税徵収法(次項において「新国税徵収法」という。) 第百四十五条の規定は、令和六年一月一日以後に同条各号に掲げる者に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査)(同日前にその者に対して当該調査に係る第九条の規定による改正前の国税徵収法(以下この項において「旧国税徵収法」という。) 第百四十五条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るもの(除く。)について適用する。
(政令への委任)	ハ 第九条の規定による改正後の国税徵収法(次項において「新国税徵収法」という。) 第百四十五条の規定は、令和七年一月一日以後に同日前に旧国税徵収法(百四十五条の規定による質問又は検査を行った同条の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るもの)を含む。)については、なお従前の例による。
第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第一イ及びロ 略
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第一イ及びロ 略